

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

## 目次

◇告 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可

入会林野整備計画の認可

保安林の指定の解除予定

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十三号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯(戸構)地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第七百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)西郷地区区画整理)を昭和六十一年八月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十五号

西伯郡大山町豊房二〇二五香取入会林野整備組合組合長狭古武司から申請のあつた香取入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十一年八月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷五五〇の四四、五五〇の四五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため